

## 平成31年 3 月定例胎内市教育委員会会議録

- 1 開会年月日 平成31年 3 月25日（月曜日） 午後 1 時10分
- 2 開催場所 黒川庁舎 第1応接室
- 3 出席委員 教育長 中 澤 毅  
委員 藤 木 國 裕  
委員 浮 須 與志夫  
委員 加 藤 直 子  
委員 西 濟 睦 美
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者  
学校教育課長 佐久間 伸 一  
生涯学習課長 池 田 涉  
管理指導主事 中 村 祐 一  
指 導 主 事 池 田 裕 之
- 6 事務局職員出席者  
学校教育課係長 梅 津 真 樹  
学校教育課主事 三 宅 亨
- 7 議事日程  
日程第1 開会宣言  
  
日程第2 会議録署名委員の指名  
  
日程第3 前回会議録の承認  
  
日程第4 事務局の報告  
(教育長、学校教育課長、生涯学習課長、管理指導主事、指導主事)  
  
日程第5 議 事  
議第7号 胎内市学校外活動の委託バス貸出しに関する規則の一部を改正

する規則

- 議第8号 胎内市立小中学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議題9号 胎内市社会教育指導員規則の一部を改正する規則
- 議題10号 胎内市粘土・鉞物体験資料館及び陶芸体験館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議題11号 胎内市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 議第12号 胎内市山村広場条例施行規則の一部を改正する規則
- 議第13号 胎内市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議第14号 胎内市私立高校教育振興補助金交付要綱を廃止する告示
- 議第15号 胎内市不登校児童生徒適応指導教室要綱の一部を改正する告示
- 議第16号 胎内市学区外就学及び区域外就学に関する取扱規程の一部を改正する告示
- 議第17号 胎内市就学援助実施要綱の一部を改正する告示
- 議第18号 胎内市立中学校部活指導員設置要綱

#### 日程第6 報告

- 報告第7号 平成31年度胎内市生涯学習課事業計画について
- 報告第8号 就学援助児童・生徒の認定等について
- 報告第9号 学区外就学・区域外就学の許可等について
- 報告第10号 小・中学校教職員一般三職人事異動の内申について
- 報告第11号 胎内市教育委員会職員人事異動内示について
- 報告第12号 共催・後援事業について
  - 第23回NHK「わたしの尾瀬」写真展 胎内展
  - 女性コーラスみずばしょう発表会
- その他
  - 平成31年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会（山梨大会）について
  - 今後の予定

## 8 審議の経過及び結果

---

### 日程第1 開会宣言

○ 教育長

ただ今から、胎内市教育委員会3月定例会を開会します。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名

○ 教育長

本日の会議録署名委員の指名については、浮須委員を指名します。

---

### 日程第3 前回会議録の承認

#### ○ 教育長

最初に2月定例教育委員会会議録の承認について、お諮りいたします。事務局、説明をお願いします。

#### ○ 事務局

(平成31年2月12日臨時教育委員会会議録、平成31年2月22日定例教育委員会会議録について説明)

#### ○ 教育長

ただ今、事務局より2月臨時教育委員会及び2月定例教育委員会会議録について、説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。ないようですので承認いたします。

---

### 日程第4 事務局の報告

#### ○ 教育長

次に、事務局の報告に移ります。最初に教育長の報告からお願いします。

#### ○ 教育長

##### 1-1 議会質問について

3月9日に会派代表質問、3月11日に一般質問がございました。緑風会からの質問で今後の学校教育の在り方について質問がありました。これは市長が回答したもので、学校統合をすすめていくべきではないかとの質問に対し、学校教育の統合についてはメリットを認めつつも、いじめ等の問題行動が増加したり、学力の低下が懸念され、実際に他の自治体での事例もある。また、小中一貫については上級生、下級生の縦の関係を構築するという効果も報告されている。いきなり導入するよりも多様性を認め合い、同じ胎内市の中学生という意識の醸成を時間をかけて進めていくことが中学校の在り方として現実的だと考えます。また、学校統合についてはまったく考慮していないというわけではなく、児童、生徒数等今後の情勢に注意しながら進めていきます。また、小中一貫型の教育について詳しく答弁したのが一般質問の坂上隆夫議員からの質問で、私から回答いたしました。小規模校にきめ細かな教育について、現在中学校の教職員が46名いますが、統合すると30名に減ってしまいます。マンパワーが非常に減ってしまうという状

況での統合になってしまいます。また、統合しないことで地域の中学校を残すというメリットになります。小中合わせれば9年間切れ目のない心身の成長を支えることを踏まえて、今後も検討していきます。また、それと並行して将来的な統合も見据えて市内小中学校の積極的な交流を図り、同じ胎内市の中学生という意識を高めていきます。ただ、これは一つの提案であり、今後コミュニティースクールの学校運営協議会、あるいは推進準備委員会を中心に検討していただいたり、保護者や区長さんにも加わっていただき、検討していただいたり、必要に応じて諮問する機関の設置も視野に入れていきます。保護者の方も心配されている問題なので、適宜説明をしていきます。

#### 1-2 部活動について

部活動について、議員の方も心配されています。総合型地域スポーツクラブ等と部活動の連携について以前から言われていましたが、総合型地域スポーツクラブは技術を高める部活動とは違い、スポーツを楽しむという活動が中心となっており、部活動と一緒に考えるのは難しい部分があります。送迎や経費等の保護者負担や指導者の確保も考える必要があります。来年度からは部活動を学校教育課の指導主事の業務として、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行う部活動指導員を活用するなど中学校と一緒に部活動の課題解決の取り組みを進めていきます。

#### 1-3 中条中学校武道場について

撤去されたことにより、授業や部活動に影響が出ているので必要ではないかとの質問があり、これは市長が回答いたしました。乙中学校、築地中学校の授業では、体育館に畳を敷いています。部活動はぶれすぼ胎内の武道場を使用し不便ではあるが財政状況を勘案しながら検討していくと回答しました。もうしばらくはこのままで進めていきます。

#### 2 第2回目人権教育、同和教育推進協議会について

3月6日に第2回目人権教育、同和教育推進協議会が開催されました。これまで課題となっていた同和教育研究協議会の設置について、来年度1年かけて市長部局と検討していくことをお伝えしました。ただし、胎内市の規模を考慮し、学校や行政に新たな負担とならず、さらに人権、同和教育が充実していくように進めていきます。今後皆様からもご意見をお願い致します。

#### 3 市内小中学校の卒業式について

3月5日は中学校、3月22日は小学校の卒業式があり、委員の皆様にも出席していただき、私は黒川小学校に出席いたしました。41名の卒業生が巣立っていき

ました。マイクなしで一人一人の返事やメッセージが体育館中に響きわたり、本当に素晴らしい姿を下級生も見て、いい伝統が引き継がれていくと思いました。出席された委員の皆様からも卒業式についてのお話を聞かせていただければと思います。以上です。

○ 教育長

ただ今の報告について、何か質問等は、ありますでしょうか。ないようですので、次に学校教育課長の報告をお願いします。

○学校教育課長

1 条例の制定と改定

部活の指導員の報酬額を規定する条例改正について県からの派遣か、当てはあるのか、種目は何かとの質問があり、私から回答し、こちらについては県からの派遣ではなく、市の教育委員会が任用します。当てについては現在外部指導員をしている方から一人、部活動指導員として勤務していただこうと考えています。種目は陸上です。

2 旧鼓岡小学校について

平成30年度から民間の事業所に有償で貸付を行った関係で、国の補助金で整備した学校なので、財産処分上、国からもらった補助金相当を基金として積み立てます。議員から民間事業者への有償の貸付が、なぜ学校教育課の管轄なのか、その前に補助金の返還はあったのか、ほかの計画との整合性はとれるのかと質問があり、私から回答いたしました。国の補助金を受けて整備した学校なので、財産処分期間というものが耐用年数で決まっています。鼓岡小学校は60年です。その60年に満たない中で廃止したり、有償で貸付を行う場合は国の承認が必要になると回答いたしました。本来であればいただいた補助金を返還しなければいけないのですが、基金として積み立てれば返還はしなくてもよいとのことでしたので、そのように回答いたしました。過去にも事業所に貸付を行っていたことはありますが、無償での貸付でしたので、補助金の返還等は行っておりません。以上です。

○ 教育長

ただ今の報告について、何か質問等は、ありますでしょうか。

○加藤委員

内容が難しかったですが、補助金は返さなくてよいということですね。それと、部活動指導員は〇〇さんでしょうか？

○ 教育長

部活動指導員は〇〇さんです。

○ 教育長

次に生涯学習課長の報告をお願いします。

○生涯学習課長

1 美術館について

3月17日に平成30年度の営業が終了しました。おかげさまで入場者が7,000人を超えました。7,052人です。売り上げは1,113,550円でした。パスポートは182枚売れました。この三年間で一番売り上げと入場者が多かったです。来年度は国民文化祭にちなんだ企画展も開催する予定なので、これ以上に入場者がくるように頑張りますので、よろしくをお願いします。

2 事業見直しについて

クレーストーン博士の館の休館日、営業時間が変更になりました。土日、祝日、夏休みのみ営業します。ただし、学校等から事前に予約があれば営業します。

シンクルトン記念館は完全予約制となります。トイレは使える状態にしておきますが、無人となります。

あかね町の歴史館は土日と祝日のみとなります。こちらも事前に予約があれば平日も営業します。営業日の変更は4月1日号の市報で市民の皆様に周知する予定です。

また、今回の条例改正で胎内山荘と旧きのと小体育館が老朽化により条例から外し、使用できなくなりました。以上です。

○ 教育長

ただ今の報告について、何か質問等は、ありますでしょうか。ないようですので、次に、管理指導主事の報告をお願いします。

○管理指導主事

報告なし

○ 教育長

指導主事の報告をお願いします。

○指導主事

報告なし

○ 教育長

事務局の報告は、以上で終わります。

---

日程第5 議 事

○ 教育長

それでは、議事に入ります。

「議第7号 胎内市学校外活動の委託バス貸出しに関する規則の一部を改正する規則」について審議いたします。生涯学習課長お願いします。

○生涯学習課長

各地域の子供会の行事等でバスを使用して、旅行やお楽しみ会等を行うことがありますが、その使用料の8割を市が補助しておりました。しかし、近隣の市町村にそのようなことは行っておらず、事業見直しの際に再検討し、8割補助から5割補助に変更したことによる規則の改正になります。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。ないようですので、議第7号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第8号 胎内市立小中学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○学校教育課長

このたびは学校の事務職員の職務に係る規定について改正を行うものであります。学校教育法の平成29年度の改正により、その基準に伴い、改正するものです。学校経営を支える事務職員の充実を図るものであります。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○加藤委員

「つかさどる」はひらがなのですね。

○ 教育長

国の基準にあわせてひらがなになっています。他に質問等はありませんでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第9号 胎内市社会教育指導員規則の一部を改正する規則」に

ついて審議します。生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長

事業見直しによるものであります。青少年育成係に社会教育指導員がおりますが、実質臨時職員と同じ仕事をしています。現状、必ず配置しなければなりません。配置することができると改正し、しばらくお休みするものです。今まで社会教育指導員が行ってきた仕事は生涯学習課と学校教育課で行います。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。ないようですので、議第9号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第10号 胎内市粘土・鉋物体験資料館及び陶芸体験館条例施行規則の一部を改正する規則」について審議します。生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長

クレーストーン博士の館の規則の改正になります。今回、事業見直しにより、土日、祝日、夏休みのみの営業になりましたので、それに伴う規則の改正です。改めて規則を確認したら誤っている箇所もありましたので、あわせて訂正いたします。会館期間と会館時間の説明が反対になっていましたので訂正します。「市長が認める場合」を「教育委員会が認める場合」に変更します。休館日が月曜日でしたが、土日、祝日、夏休みのみの営業に変更します。減免について、同じことが二回書かれていたので、訂正します。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。ないようですので、議第10号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第11号 胎内市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について審議します。生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長

胎内山荘、旧きのと小体育館が条例から外れるため、規則を改正します。また、スポーツハウス多目的広場を胎内多目的グラウンド、スポーツハウスキャンプ場を胎内キャンプ場に改めます。規則では胎内市社会体育施設使用申請書となっておりますが、条例では胎内市社会体育施設利用許可申請書となっていましたので、文言を統一します。また、不服申し立てについての文言を修正します。



○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。ないようですので、議第11号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第12号 胎内市山村広場条例施行規則の一部を改正する規則」について審議します。生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長

規則では胎内市社会体育施設使用申請書となっていますが、条例では胎内市社会体育施設利用許可申請書となっていましたので、文言を統一します。また、分かりやすい様式に変更します。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○藤木委員

なぜ「胎内球場」ではなく、「山荘広場」なのでしょう。

分かりづらいのではないのでしょうか。この際「胎内球場」にしてもいいのではないのでしょうか。

○生涯学習課長

正式名称が「山荘広場」で「胎内球場」は愛称です。補助金をもらうときに山荘広場でなければならなかったという経緯があります。改正できるようなら改正します。

○藤木委員

了解しました。では改正できるのであれば、改正するということを前提に承認します。

○ 教育長

では議第12号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第13号 胎内市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○学校教育課長

学校教育課に係る部分と生涯学習課に係る部分がありますが、先に学校教育課分をご説明いたします。学校教育課庶務係に庁舎管理が追加されました。組織の

見直しにより、黒川支所が廃止となったため、学校教育課の管理となりました。生涯学習課の青少年育成係が廃止となりました。それに伴い、学校支援地域本部事業が学校教育係の管轄となりました。また、子どもの居場所づくりに関することについては、第三の居場所の範囲内で行いたいと思います。学校教育課分は以上になります。

○生涯学習課長

続きまして、生涯学習課分についてご説明いたします。スポーツ振興係の説明について、スポーツ活動の普及及び推進に関することとシンプルにまとめました。また、青少年育成係の廃止に伴い、学校支援地域本部事業を学校教育係の管轄に変更します。子ども体験推進事業については特に活動をしていなかったため削除します。生涯学習課分は以上になります。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○藤木委員

支所の廃止に伴い、支所の管理が庶務係になるということですが、資料に載っていませんか？

○学校教育課長

支所の管理についての変更と、その他の部分の変更を別口で変更とするため、別々に見ると支所の管理について書かれておりません。変更後、一本になったらすべて変更後の状態になります。

○ 教育長

ほかによろしいでしょうか。議題13号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第14号 胎内市私立高校教育振興補助金交付要綱を廃止する告示」について審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○学校教育課長

内容としましては、新発田中央高校に対し胎内市に住み、新発田中央高等学校に通う生徒一人につき1万円を補助するというものです。近年中央高校以外にも進学する生徒が増えています。当初補助金を制定した当時は新発田市のほか、村上市、阿賀野市、聖籠町、関川村に対し補助金を交付していましたが、村上市、阿賀野市に対しては同じ理由で過去に補助金を廃止しているという経緯もあり、

新発田中央高校に説明し、30年度から交付はしておりません。31年度以降も交付しないこととします。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。ないようですので、議第14号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第15号 胎内市不登校児童生徒適応指導教室要綱の一部を改正する告示」について審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○学校教育課長

一部、文言を削除し、入級対象者について胎内市の小中学校に在籍している生徒が対象でしたが、市外の小中学校に在籍している生徒も対象とします。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○藤木委員

教育相談員の相談内容を知る機会がないので、年に一度くらい機会を設けて欲しい。

○ 教育長

家庭訪問等を行っています。今後お伝えしようと思います。ほかによろしいでしょうか。ないようですので、議第15号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第16号 胎内市学区外就学及び区域外就学に関する取扱規程の一部を改正する告示」について審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○学校教育課長

学区外就学、区域外就学について、文部科学省から地域の実情に応じて保護者の意向に十分配慮するよう通知がきております。ですが近年は学区外就学、区域外就学の理由が現規定に定められていないものが増えてきている状態です。また、就学期間についても実情とあっていないという状態です。このような実情から、規則を実情にあわせて見直すというものです。(以下 資料に基づき説明)

○加藤委員

「家庭環境等」となっている部分に「虐待」という言葉は入らないのでしょうか？

○学校教育課長

「虐待」という文言は使用しておりません。教育的配慮の中で「家庭環境等」としております。

○ 教育長

ほかによろしいでしょうか。ないようですので、議第16号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第17号 胎内市就学援助実施要綱の一部を改正する告示」について審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○学校教育課長

平成31年4月1日からの変更としますが、経過措置として、平成31年度から平成33年度までの期間は変更前と規則とします。以前にも、平成25年8月に生活保護基準が引き下げられました。そのため、今まで生活保護を受けていたものが受けられなくなるというケースが発生しましたが、法改正の影響を受けないように配慮し、引き下げ前の基準としていました。平成31年に再度法改正がありましたが、今回も変更前（平成25年4月）の基準としてしまうと、本来の基準との差が開いてしまい、実態と合わなくなるといったことも考えられますので、本来の基準にあわせるよう改正いたします。改正により〇〇件ほどの世帯が対象外となりますが、3年間の経過措置の間に対象者に周知していきます。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

(委員より一部質疑応答あり)

○ 教育長

ほかによろしいでしょうか。ないようですので、議第17号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。

続きまして「議第18号 胎内市立中学校部活指導員設置要綱」について審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○学校教育課長

部活動指導員の報酬について規定したものでございます。それを踏まえて職務等について定めるために要綱を新たに設置します。制定の理由については中学校の適正な練習時間や休養日など、部活動の適正化を進めるために部活動指導員を配置するというものでございます。

○ 教育長

何か質問等は、ありますでしょうか。

○藤木委員

胎内市単独での採用ということでしたが、規則の指導員設置要綱は国の設置要綱を参考に行っているかと思えます。胎内市ならではの規則等はあるのでしょうか？

○学校教育課長

国の補助金をもらっているのですが、基本的には国の基準となっております。胎内市独自の基準は定めておりません。

○管理指導主事

ほかの市町村は国、県、市町村で三分の一ずつお金を出し合い、任用時間210時間を増やしているところもあるようです。

○ 教育長

ほかによろしいでしょうか。ないようですので、議題18号については承認してよろしいでしょうか。異議がないようですので、承認いたします。以上で議事は終了になります。

---

日程第6 報 告・その他

○ 教育長

次に、報告に移ります。

「報告第7号 平成31年度胎内市生涯学習課事業計画」について生涯学習課長をお願いします。

○生涯学習課長

(資料に基づき説明)

○ 教育長

何か、ご質疑等ありますでしょうか。ないようですので、次に移ります。「報告第8号 就学援助児童・生徒の認定等」について学校教育課長説明をお願いします。

<議事録非公開>

○ 教育長

何か、ご質疑等ありますでしょうか。ないようですので、次に移ります。「報告第9号 学区外就学・区域外就学の許可等」について学校教育課長説明をお願いします。

<議事録非公開>

○ 教育長

何か、ご質疑等ありますでしょうか。ないようですので、次に移ります。「報告第10号 小・中学校教職員一般三職人事異動の内申」について管理指導主事説明をお願いします。

<議事録非公開>

○ 教育長

何か、ご質疑等ありますでしょうか。ないようですので、次に移ります。「報告第11号 胎内市教育委員会職員人事異動内示」について学校教育課長説明をお願いします。

<議事録非公開>

○ 教育長

何か、ご質疑等ありますでしょうか。ないようですので、次に移ります。「報告第12号 共催・後援事業」について生涯学習課長説明をお願いします。

○生涯学習課長

(以下事業について資料に基づき報告)

○第23回NHK「わたしの尾瀬」写真展 胎内展

○女性コーラスみずばしょう発表会

○ 教育長

何か、ご質問等ありますでしょうか。

○ 教育長

「その他」に入ります。事務局お願いします。

○ 事務局

○平成31年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会(山梨大会)  
について

○今後の予定について

○ 教育長

それでは、次回4月定例会の日程についてお諮りします。何時がよろしいでしょうか。

それでは、4月25日(木)午後3時30分からこの会場でお願いします。

以上で、3月定例教育委員会を閉会といたします。

午後2時50分 閉会

平成31年4月25日

教 育 長

中澤 毅

会議録署名委員

浮須 興志夫

